

学会発表における倫理面の配慮について

プログラム企画委員会委員長 豊嶋崇徳

学会発表時の倫理に関して、以下のように若干の修正を加えましたので、演題登録時までにお目通し下さい。主な変更点は、症例報告の定義の3例以下を削除した点です。

倫理面への配慮について

発表内容につきましては研究倫理指針（人を対象とする医学系研究に関する倫理指針、ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針）、改正個人情報保護法案などのルールを順守していただく必要があります。演題登録時に以下の1または2のいずれかにチェックをお願いします。

1. 今回の発表は臨床研究・基礎研究などに関する倫理委員会あるいは施設の承認が必要な演題に該当する。

次のうち、あてはまるものにチェックをつけてください。

承認を得ている。（適応外使用は事前承認が必要です。）

発表までに得る。

* 倫理委員会あるいは施設の承認が必要であると考えられる内容であるにもかかわらず、いずれにもチェックされていない場合には演題が不採用になることがあります。）

2. 今回の発表は倫理委員会あるいは施設の承認が必要な演題に該当しない。

次のうち、あてはまるものにチェックをつけてください。

少数例の症例の報告

（少数の定義については各施設の判断に沿ってください。）

その他（「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」の対象外である、一定以上のゲノム情報、個人が特定され得る臨床情報や写真などを含まない研究）

* 倫理委員会あるいは施設の承認が不要と考えられる内容である場合には、いずれか一方にチェックが必要です。）